

令和4年門審第30号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年7月14日17時08分

山口県土埼西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9トン	
登 録 長	11.96メートル	2.97メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		7キロワット
漁 船 法 馬 力 数	80	

3 事実の経過

Aは、船体の船尾寄りに操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、同部右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置、同室後部左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年7月14日16時50分山口県大井漁港を発し、同県姫島周辺の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが12.0ノットの速力で航行すると船首部が浮上し、操舵室右舷側に立った姿勢で前方を見ると、船首左舷方に約10度及び同右舷方に約5度の各範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、操舵室右舷側に立った姿勢で操船に当たり、17時01分少し過ぎ奈古港浜崎防波堤灯台（以下「奈古港灯台」という。）から233度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を010度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,700にかけ、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

17時05分半少し前a受審人は、奈古港灯台から263度1.15海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、船首を西北西方に向けたBを視認することができ、同じ方向を向いて移動しないことから漂泊していることが分かり、その後同船に

向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一見して船舶を見掛けなかったため航行の支障となる他船はいないものと思われ、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、B を避けずに進行し、17 時 08 分奈古港灯台から 290 度 1.13 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首部が B の左舷船尾部に後方から 10 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 2 の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、B は、魚群探知機一体型の GPS プロッターを装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えた和船型の小型船舶登録対象外の FRP 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、知人 2 人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.15 メートル船尾 0.60 メートルの喫水をもって、同日 16 時 40 分山口県奈古漁港の係留場所を発し、土埼西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、16 時 50 分前示衝突地点付近に到着し、船首を西北西方に向け、機関を停止して漂泊し、釣りを開始した。

b 受審人は、16 時 58 分左舷船尾方に A を初認し、17 時 05 分半少し前前示衝突地点で、船首が 293 度を向いていたとき、北上する同船が左舷船尾 77 度 1,000 メートルのところとなり、その後 A が衝突のおそれがある態勢で向首接近する状況であったが、航行中の A が漂泊している自船を避けてくれるものと思われ、A に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b 受審人は、A に対して避航を促す音響信号を行わず、

更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、17時08分僅か前衝突の危険を感じ、機関を始動して全速力前進にかけ、右舵をとったものの、及ばず、Bは、船首が020度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部に擦過傷を生じ、Bは、左舷船尾部に亀裂等を生じて転覆したが、Aによって大井漁港にえい航され、のち廃船処分された。また、海上に投げ出されたb受審人ほか2人はAに救助され、B同乗者2人が頸椎捻挫及び腰椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、土埼西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域なので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、土埼西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、土埼西方沖合において、姫島周辺の漁場に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行うべき

注意義務があった。しかるに、同人は、前路を一見して船舶を見掛けなかったもので航行の支障となる他船はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、土埼西方沖合において、釣りを行いながら漂泊中、左舷船尾方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Aが衝突のおそれがある態勢で向首接近する状況に気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月9日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栗原和栄

審判官 山本哲也